

産業廃棄物処理業者等に係る行政処分実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づいて岡山県が行う行政処分等の手続とその基準を定めることにより、当該行政処分等の適正かつ公正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「行政処分」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 法第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による事業の全部又は一部の停止命令
- (2) 法第14条の3の2(法第12条の7第6項のみなし規定により適用する場合及び法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し
- (3) 法第15条の2の7の規定による産業廃棄物処理施設の使用の停止命令
- (4) 法第15条の3(法第12条の7第6項のみなし規定により適用する場合を含む。)の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し
- (5) 法第12条の6第3項の規定による命令
- (6) 法第12条の7第10項の規定による二以上の事業者による産業廃棄物の処理の特例に係る認定の取消し
- (7) 法第15条の2の7及び第19条の3第2号(法第12条の7第5項のみなし規定により適用する場合及び法第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による改善命令
- (8) 法第15条の19第4項の規定による計画の変更命令
- (9) 法第19条の5第1項(法第12条の7第5項のみなし規定により適用する場合、法第17条の2第3項において準用する場合及び法第19条の10において準用する場合を含む。)及び第19条の6第1項(法第12条の7第5項のみなし規定により適用する場合を含む。)の規定による措置命令
- (10) 法第21条の2第2項の規定による事故時の応急の措置命令

2 この要領において「主管県民局」とは、行政処分を行おうとする事件を管轄する県民局(複数の県民局が関係する場合は、別途協議して定める。)をいう。

(処分基準)

第3条 前条第1項第1号から第4号に係る行政処分の判定は、別表1-1、別表1-2及び別表1-3の「行政処分基準表」に基づき行うものとする。

(処分手続)

第4条 行政処分(第2条第1項第7号に掲げるものを除く。)に係る手続は、別表2の「行政処分手続表」に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第7号に掲げる行政処分(処分の内容を公表する予定のものに限る。)については、必要に応じ、環境文化部長に協議するものとする。

(協議)

第5条 法第12条の6第2項の規定の適用については、必要に応じ、環境文化部長に協議するものとする。

(その他)

第6条 この要領に規定のない事項については、環境文化部長と協議の上、処理するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成13年5月15日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成19年8月15日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成20年11月13日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月23日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成21年9月9日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成28年8月8日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の被行政処分業者については、この要領に基づき行政処分を受けたものとみなす。